入札参加資格審査申請説明書

「一斉受令端末賃貸借」

一斉受令端末賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、次の事項に留意の上、競争入札参加資格審査申請書及びその他申請に必要な書類（添付書類等を含む。以下「資格審査申請書類」という。）を提出してください。

1　一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度～令和13年度

(2) 調達業務の名称

一斉受令端末賃貸借

2　入札参加資格審査申請の要件

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 次に掲げる条件を満たす者であること。

ア　次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア）成年被後見人

（イ）被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

（ウ）民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

（エ）民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

（オ）営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

（カ）破産者で復権を得ない者

（キ）政令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用

人若しくは入札代理人として使用する者

イ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第３３条第1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第１７４条第１項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第１９９条第１項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

エ　和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、県税に係る徴収金を完納していること。

オ　消費税及び地方消費税を完納していること。

カ　申請日現在において、１年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

キ　入札に参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

ク　和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

ケ　次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

（ア）和歌山県暴力団排除条例（平成２３年和歌山県条例第２３号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等若しくは同条第２号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

（イ）不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

（ウ）暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

（エ）暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（オ）下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

（カ）国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑

が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

（キ）県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

（ク）和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

（ケ）キ又はクのいずれかに該当する者となった日から１年を経過しない者

(2) 業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについても前項の要件を満たす者であること。

(3) 入札公告の日から過去5か年の間に一斉受令端末賃貸借と種類及び規模をほぼ同じくする契約を地方公共団体又は国と締結し、かつ、これを誠実に履行した者であること。コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

なお、一斉受令端末賃貸借業務の種類とは、事務機器の賃貸借等である。

(4) 次のア又はイのいずれかに該当する担当技術者が所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア　経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第26条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ソ）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（シ）まで、（セ）及び（ソ）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ＩＴストラテジスト

（イ）システムアーキテクト

（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト

（エ）ＩＴサービスマネージャ

（オ）情報セキュリティスペシャリスト

（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

（キ）プロジェクトマネージャ

（ク）ネットワークスペシャリスト

（ケ）データベーススペシャリスト

（コ）システムアナリスト

（サ）上級システムアドミニストレータ

（シ）アプリケーションエンジニア

（ス）情報セキュリティアドミニストレータ

（セ）システム監査技術者

（ソ）システム運用管理エンジニア

イ　法第12条第１項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

(5) 次に掲げる規格をいずれも取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、代表者がこの要件を満たす者であること。

ア　国際規格ISO 9001（品質マネジメントシステム（QMS））

イ　国際規格ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））

3　資格審査申請書類の受付期間等

(1) 資格審査申請書類については、令和8年11月27日（金）から令和8年12月22日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による場合は、令和8年12月22日（火）午後5時までに必着すること。

(2) 申請書類の受付は次の場所で行うものとし、郵送による場合は次の場所に送付すること。

和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館3階
郵便番号　640-8262
電話番号　073-441-2264
ファクリミリ番号　073-422-7652
電子メールアドレス　e0902001@pref.wakayama.lg.jp

4　資格審査の提出書類

(1) 資格審査を受けようとする者は、次に掲げる申請書類を提出すること。ただし、次に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

なお、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア　競争入札資格審査申請書（別記様式第1号）

イ　業務概要調書（別記様式第2号）

「営業年数」欄は、創業から令和8年11月27日（金）までの期間（営業停止の期間がある場合は、当該休止期間を営業年数から控除する。）を記載すること。当該機関に月未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

ウ　業務実績調書（別記様式第3号）

契約実績関係で記載する契約について、過去5か年の間に地方公共団体又は国と契約を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した書類として、契約書、仕様書の写し及び履行したことを証明する書類を添付すること。

エ　役員等に関する調書（別記様式第4号）

オ　法人にあっては、登記事項証明書

カ　個人にあっては、住民票

キ　県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ク　税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ　申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

コ　誓約書（別記様式第5号）

サ　委任状（申請者が代理人を選任した場合）（別記様式第6号）

シ　2の（3）に規定する契約を履行したことを証明する書類の写し

ス　2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ　2の（5）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ソ　コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2)　「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(3)　（1）のアからエまで、コ及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとする。

5　申請書類の提出部数

申請書類の提出部数は、正本1部とし、その写し1部を添付するものとする。

6　申請書類に関する質問の受付および回答

(1)　申請書類の作成等について質問がある場合には、令和8年11月27日（金）午前9時から同年12月11日（金）午後5時までに防災企画課に対して、書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により質問を行うものとする。

(2)　（1）の質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（県の休日を含まない。）以内に質問者に電子メールにて回答するものとするほか、和歌山県ホームページで公表するものとする。

7　入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和9年1月5日（火）までに通知するものとする。

なお、競争入札参加資格審査結果通知書は、その後の入札において必要となるので大切に保管するものとする。

8　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について書面により説明を求めることができる。この場合において、書面の規格はA4判とし、その様式は自由とする。

ア　提出期限：競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して、10日（県の休日を除く。）以内。

イ　提出先　：3の（2）の受付場所と同じとする。

ウ　提出方法：書面は、持参により提出しなければならないものとし、それ以外での提出方法は認めないものとする。

(2)　(1) の説明を求めた者に対する回答については、書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）にその説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

9　その他留意事項

(1) 申請事項に変更があった場合

資格審査申請書提出後又は資格発効後、次に掲げる事項に該当する変更があった場合には、直ちにその旨を届け出るものとする。

ア　事業者の名称（法人事業者にあってはその「法人の名称」、個人事業者にあってはその「商号・屋号等」）を変更したとき。

イ　法人事業者の代表者名に変更（職氏名のみの変更を含む。）があったとき、及び個人事業者の氏名に変更があったとき。

ウ　事業者の主たる事務所の所在地（電話番号及びファクシミリ番号を含む。）を変更したとき。

エ　代理人に関する事項（代理人の職氏名並びに代理人が所管する支店等の名称及び所在地（電話番号及びファクシミリ番号を含む。））に変更があったとき。

オ　県への役務の提供等を希望する支店、営業所に関する事項（名称及び所在地（電話番号及びファクシミリ番号を含む。））に変更があったとき。

カ　業務に必要な許可、登録、資格等の保有状況に変更があったとき。

キ　営業規模を著しく変更したとき、及び法人事業者にあっては、資本金に変更があったとき。

ク　営業の休止又は廃止をしようとするとき。

ケ　所定の民事再生、会社更生又は会社整理の事態に該当するに至ったとき。

(2) 受付に際して必要となる添付書類のうち一つでも不足があれば、受理できないので十分確認のうえ提出するものとする。

(3) 申請書類の作成及び入札参加資格審査申請に関する必要（費用等）は、申請者の負担とする。

(4) 提出期限以降の申請書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。

(5) 申請書類は、返却しないものとする。

(6) 申請書類作成に当たり使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(7) 申請書類に虚偽の記載をした場合は、その入札参加資格審査申請は無効とする。